

平成27年 8月10日

医療法人社団 成和会 行動計画書

医療法人社団 成和会
理事長 山口 暁



職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のような行動計画
を策定する。

1. 計画期間 平成27年 8月10日から平成29年 8月 9日までの2年間

2. 内 容

目標1 妊娠期間、産前・産後期間、育児休業期間ならびに職場復帰後の期間に
ついての院内規程集の改定に伴うこれら諸制度の周知

(現状) 妊娠、出産および育児休業期間中において女性職員が受けることのできる労働基準法に基づく産前産後休業制度や、男性職員も受けることのできる雇用保険法に基づく育児休業給付制度、さらには職場復帰後に申し出ることのできる育児・介護休業法に基づく子の看護休暇、所定外労働の免除、時間外・深夜業の制限ならびに育児短時間勤務制度や、院内で利用可能な育児サービスなど、当法人が新たに導入した諸制度についての周知については、院内掲示板に改定したことのお知らせを掲示するほか、改定後の院内規程集をそれぞれの部署ごと、もしくは院内イントラネットによりいつでも閲覧確認できる環境となっているが、実情として子育て前の世代や子育てが終了した世代においては今般の改定に関心が薄く、結果として職員間において制度に対する理解度に偏りがおきている。

(対策) 平成23年度より実施している職員説明会を引き続き実施し、育児・介護休業法全般の概要と、付随する産前産後休業にかかる出産手当金、育児休業期間中における育児休業給付などの国の定める給付金制度の概要、職場復帰後における育児・介護休業法に基づく子の看護休暇、所定外労働の免除、時間外・深夜業の制限ならびに短時間勤務制度などの労働時間緩和に関する概要や、院内で利用可能な育児サービスに関する説明を行い、子育て世代はもとより、子育てを卒業した職員へ向けて我が国のワークライフバランスにおける基本方針と、それに沿った制度である旨を啓蒙し、職員全体の理解を深める。

目標 2 年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

(現状) 当病院としての年次有給休暇の取得率は決して低くはないが、これを部署ごとでみると、年次有給休暇の取得状況が活発な部署と活発でない部署が混在している。

(対策) 平成27年度中に、各部署の年次有給休暇の取得率を調査し、取得日数の少ない部署の把握に努め、取得できない原因を検討する。

平成28年度において、取得日数の少ない部署の職場管理者に対して、年次有給休暇の取得を促すように指導するとともに、必要に応じて“年次有給休暇の計画的付与”の措置を講じることで、各部署における年次有給休暇取得状況の均衡化を図ることで労務管理の公平化を推進し、子育てしながら働きやすい職場への更なる実現を目指す。

